

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 7億2,869万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 138億1,317万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	942,309	686,457	13,819	0	10,792	21,553	209,688
	児童福祉事業	4,517,840	2,015,528	822,752	0	310,857	127,570	1,241,133
	高齢者福祉事業	452,441	0	3,671	0	127,034	29,987	291,749
	障害者福祉事業	1,918,956	823,255	489,045	0	24,961	54,217	527,478
	小計	7,831,546	3,525,240	1,329,287	0	473,644	233,327	2,270,048
社会保険	国民健康保険事業	592,144	59,827	197,832	0	0	31,176	303,309
	介護保険事業	1,995,510	46,577	23,289	0	3,465	179,156	1,743,023
	小計	2,587,654	106,404	221,121	0	3,465	210,332	2,046,332
保健衛生	後期高齢者医療事業	2,418,566	0	209,453	0	0	205,900	2,003,213
	医療対策事業	698,891	19,076	6,047	0	74,478	55,857	543,433
	疾病予防対策事業	205,438	1,681	422	0	20,590	17,033	165,712
	健康増進対策事業	71,077	255	3,828	0	18	6,242	60,734
	小計	3,393,972	21,012	219,750	0	95,086	285,032	2,773,092
合計		13,813,172	3,652,656	1,770,158	0	572,195	728,691	7,089,472

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。